

者の社会保障の管理を簡素化し、統一しようとする大きな流れの一環であり、また商工業・手工業自営業者の制度が既に一般制度に非常に接近しており、既に殆どのルールが共通であったことが統合をよりスムーズにした。[www.le-rsi.fr](http://www.le-rsi.fr)

- ・ 「目標及び運営に関する契約」(Convention d'objectifs et de gestion)について：

→フランスの各社会保障制度を運営する主な金庫は、1997年～1998年より、政府との間で「目標及び運営に関する契約」(Convention d'objectifs et de gestion)というものを締結することとなった<sup>18</sup>。これらの目的は、正式な書面において、まず運営機関の権限を明確化するとともに、基金が具体的な運営目標を明確に公表することにより、社会保障制度の運営を近代化するとともに、運営の効率化を図ることにある。通常4ヵ年契約となっており、制度運営上の効率化のための目標と、具体的な数値目標を示している。加盟者にとってより透明性を高め、基金側の努力を促すという効果が見られる。ORGANICもこのような契約を国家と締結しており、2002・2005期間に関する契約の中で様々な利用者サービスの改善と共に、管理運営の効率化を目標として掲げており、また保険料の徴収率改善に関する具体的な数値目標をも示している。

### 3 考察

フランスでは、被用者と非被用者との違いは、従属状態に置かれているか否かであると考えられている<sup>19</sup>。被用者と使用者が締結する労働契約においては、「労働」そのものが契約の目的物であり、労働契約はいわば「労働力の賃貸借契約」として捉えられてきた、と言われている<sup>20</sup>。ただ、労働契約と通常の賃貸借契約との大きな違いは、「労働力」が被用者の体と分離不可能であるため物理的に使用者（賃借者）に引き渡すことができない点である。それゆえ、使用者に労働力を

<sup>18</sup> 1994年4月24日の第344番政令。COGに関する説明は下記のサイト参照：  
<http://www.senat.fr/rap/l04-057-2/l04-057-28.html>

<sup>19</sup> Supiot (A.), « Les nouveaux visages de la subordination », Droit social, février 2000, p.131.

<sup>20</sup> Id., p.132.

物理的に引き渡すことができないことを埋めるものとして「従属」が機能している、と考えられている<sup>21</sup>。こうした被用者の労働は単に時間的・金銭的に測定されうる「量」に還元されうる<sup>22</sup>。これに対し、非被用者の労働は、職業活動の所産・成果を通じて評価されるものであり、個々人の資質や才能が表現されるものである<sup>23</sup>。産業革命後においても、特に自由業などは、依然として賃金労働とは異なる質をもつ労働として捉えられてきており、労働契約に基づく賃金労働と本質的に区別されるものと考えられてきた<sup>24</sup>。

社会保障の領域においても、伝統的には、非被用者には職業活動における経済的リスクに備える必要性は認められても、被用者のように生存のリスクに対する保障（社会保障）は受けてこなかった。しかしながら、戦後の社会保障の普及を通して、この被用者と非被用者との違いはなくなってきた<sup>25</sup>。ただ、フランスにおいては、上述のように、全国民を対象とした単一の社会保障制度が存在しなく、職業ごとの複数制度が並存する体制がとられたため、被用者と非被用者との社会保障制度における相違が全くなくなったわけではない。しかし、年金制度に関していえば、徐々に被用者の年金制度（一般制度）への平準化が進み、2003年年金改革では、受給要件の平準化や補足制度の強制加入化など、その動きは一層加速されている。もっとも、一般制度と同様の仕組みへの改正はなされたとしても、依然として非被用者の制度は一般制度とは異なるものとして存続し、各職域における自治が重視されている点はフランスの特徴といえる。さらに、フランスではこうした制度の並存体制を存続させるため、制度間の財政調整が行われており、自営業者の年金財政は一般制度からの調整に大きく頼っている点もフランスの自営業者制度の特徴といえよう。

また基礎的年金制度では限界があるという認識が一般化されており、補足年金への強制加入や私的年金への加入を税制措置によって奨励するなどの措置が採られている。

未納・未加入という問題は、事業を行うのに必要な登録制度を利用し、社会保

<sup>21</sup> Ibid.

<sup>22</sup> Ib., p.131.

<sup>23</sup> Ibid.

<sup>24</sup> Id., p.136.

<sup>25</sup> Id., pp.136-137.

障への加入手続きも一括管理しているため生じていないが、保険料が事業所得を基礎に算定されるためこの正確な把握が問題となるだろう。

別添 5

原稿を出版社に提出済みのものが 2 件あるが、今研究期間内には  
刊行に至らなかった。